教育委員会教育長訓 令 番 号	教育委員会教育長訓令名	公布年月日
教 育 委 員 会 訓 令 第 1 号	さいたま市教育委員会の所管する行政手続等 におけるさいたま市情報通信技術を活用した 行政の推進に関する条例施行規程	令和4年3月25日

さいたま市教育委員会訓令第1号

さいたま市教育委員会の所管する行政手続等におけるさいたま市情報通信技術 を活用した行政の推進に関する条例施行規程

さいたま市教育委員会の所管する行政手続等に関し、電子情報処理組織を使用する 方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に 特別の定めのある場合を除くほか、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に 関する条例施行規則(平成18年さいたま市規則第154号)の例による。

附則

この規程は、公布の日から施行する。